

継続審査中の請願・陳情について (企画総務委員会)

総務部人権推進課

| 件名 | 委員会審査の経過 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第35号 人権委員会の設置を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 人権を違法に侵害する行為により発生、または発生するおそれのある被害を適正かつ迅速に救済し、予防、人権尊重の理念を普及させることを目的とした人権委員会の設置をするよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p> | <p>1 審査経過 令和元年 6月17日 令和元年10月 4日 令和元年12月 2日 令和2年 3月 5日 令和2年 6月12日 令和2年10月 8日 令和2年12月 1日 令和3年 3月 9日</p> <p>2 審査概要 以下の説明がなされ、継続審査となっている。 (1) 区では、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」をはじめとする人権に関する各法令にのっとり、あらゆる差別の撤廃や人権尊重の意識を高めていくための取組みを実施し、啓発を図っている。また、関係機関等と連携し、人権に関する相談、救済につなげることにより、人権施策を推進している。 (2) 区としては、現状において、人権委員会を設置する必要はないと考えているが、国内外の人権に関する潮流や社会情勢など、今後の動向を注視していく。</p> | |